

Ⅱ

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

第1章

時代の要請にこたえた
国土交通行政の展開

第1節 能登半島地震及び東日本大震災からの復旧・復興の現状と対応策

能登半島地震と令和6年9月の豪雨による災害の復旧・復興については、インフラの復旧やまちの復興は被災者の方々の暮らしと生業の再建に不可欠であり、できる限り具体的な見通しを明らかにしながら、地元の声にも耳を傾けて、各種事業に取り組んできた。その結果、二次災害に直結するような切迫した被災箇所の応急対策はすべて終了し、7年の梅雨入り前を目指した機能回復対策が順調に進捗するとともに、本復旧・本格対策にも着手した。

東日本大震災の地震・津波による被害については、基幹インフラの復旧・整備や復興まちづ

くり等の復興事業に全力で取り組んできた結果、地震・津波による被害からの復興は総仕上げの段階に入っている。

他方で、福島原子力災害の被災地域では、復興・再生が「本格的に始まった」ばかりの地域もあり、未だ不自由な生活を強いられている多くの被災者の方々もいる。このため、これから避難指示の解除を目指して除染を進める区域について、除染に合わせた復旧を着実に進めるとともに、復興の拠点となる市街地の整備や観光振興についても、地域と一体となって着実に取り組む。

第2節 東日本大震災を教訓とした津波防災地域づくり

東日本大震災を契機として平成23年12月に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、各地で津波防災の取組が進められており、令和7年3月末時点で、最大クラスの津波に対応した津波浸水想定の設定（40都道府県）、警戒避難体制を整備するための津波災害警戒区域の指定（27道府県）、さらに津波災害特別警戒区域の指定（静岡県伊豆市）、津波防災地域づくりの総合的な推進計画の作成（23市町）が行われている。

また、東日本大震災被災地では、24地区の「一団地の津波防災拠点市街地形成施設」が都市計画決定される（令和6年3月末時点）など、同法を活用した復興の取組も進められている。国土交通省は、関係部局で構成される支援チームを設置して地方公共団体によるこれらの取組に係る支援を実施しており、今後も国民の命を守るための津波防災地域づくりを積極的に推進していく。



【関連リンク】
令和6年能登半島地震における被害と対応について
URL: https://www.mlit.go.jp/saigai/saigai_240101.html



【関連リンク】
東日本大震災からの復旧・復興に向けた取組
URL: https://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002322.html

第3節 国土政策の推進

国土形成計画は、総合的かつ長期的な国土づくりの方向性を示すものである。第三次国土形成計画（令和5年7月閣議決定）では、我が国が直面するリスクと構造的な変化を踏まえ、地方に軸足を置いたビジョンとして、目指す国土の姿に「新時代に地域力をつなぐ国土」を掲げ、そのための国土構造の基本構想として、広域レベルにおいては、広域圏の自立的発展と日本海側・太平洋側二面活用等の広域圏内・広域圏間の連結強化を図る「全国的な回廊ネットワーク」や、リニア中央新幹線等により三大都市圏を結ぶ「日本中央回廊」の形成等から、「シームレスな拠点連結型国土」の構築を図ることにより、地域の魅力を高め、地方への人の流れの創出・拡大を図ることとしている。また、国土の刷新に向けた4つの重点テーマとして、「デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成」、「持続可能な産業への構造転換」、「グリーン国土の創造」、「人口減少下の国土利用・管理」を掲げるとともに、これを支える横断的な重点テーマとして、「国土基盤の高質化」、「地域を支える人材の確保・育成」を位置付け、相互に連携しながら相乗効果を発揮できるように、統合的に取り組むこととしている。

計画の実装に当たっては、二地域居住等の促進や地域生活圏の形成をはじめ、計画が描く将来ビジョンを国民全体で共有していくとともに、関係省庁とも緊密に連携しながら推進していく。地域生活圏の形成については、令和6年9月に国土審議会推進部会の下に、有識者から構成される「地域生活圏専門委員会」を設置し、地域生活圏の形成を促進するための施策の

あり方について議論を進めている。

国土利用計画（全国計画）は、国土の利用に関する基本的な方向性を示すものである。第六次国土利用計画（全国計画）（令和5年7月閣議決定）では、人口減少や高齢化等の国土利用をめぐる基本的条件の変化と課題を踏まえ、「地域全体の利益を実現する最適な国土利用・管理」、「土地本来の災害リスクを踏まえた賢い国土利用・管理」、「健全な生態系の確保によりつながる国土利用・管理」等を基本方針とし、持続可能で自然と共生した国土利用・管理を目指すこととしている。

また、同計画では、特に、中山間地域や都市の縁辺部において、人口減少により、従来と同様に労力や費用をかけて土地を管理し続けることは困難になることが想定されることから、地域の目指すべき将来像を見据えた上で、優先的に維持したい農地をはじめとする土地を明確化し、粗放的な管理や最小限の管理を導入するなど、地域の合意形成に基づき、管理方法の転換等を図る「国土の管理構想」を全国で進めることとされた。

国土形成計画（全国計画）を基本とする国土形成計画（広域地方計画）については、新たな計画策定に向けて、それぞれの地域の個性や強みを活かして自律的に発展する圏域づくりにつながる計画となるよう検討・策定作業を進めており、令和6年末に、時点の検討の成果を取りまとめた「中間とりまとめ（素案）」を各圏域広域地方計画協議会にて公表した。今後、計画策定に向けて引き続き検討を進めていく。

第4節 社会資本の老朽化対策等

（1）社会資本の老朽化対策

我が国においては、今後、高度経済成長期以降に集中的に整備されたインフラの老朽化が加

速度的に進行する。埼玉県八潮市において発生した流域下水道管に起因すると考えられる道路陥没事故も踏まえ、インフラの老朽化は喫緊の

II

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

課題であり、インフラの機能を確保し、国民の安全・安心を守るため、トータルコストの縮減・平準化等を図りつつ、計画的なインフラの維持管理・更新を進める必要がある。

このため、平成25年11月、政府全体の取組として、計画的な維持管理・更新等の方向性を示す基本的な計画である「インフラ長寿命化基本計画」が取りまとめられた。

この基本計画に基づき、国土交通省が管理・所管するインフラの維持管理・更新等を着実に推進するための中長期的な取組の方向性を明らかにする計画である「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を平成26年5月に策定し、メンテナンスサイクルの核となる個別施設ごとの長寿命化計画の策定促進や、施設の健全性を把握する点検の着実な実施、新技術の開発・普及に合わせた点検要領の改定、地方公共団体への技術的・財政的支援等を実践してきた。

さらに、令和3年6月に策定した「第2次国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」に基づき、損傷が軽微な段階で補修を行う「予防保全型」のインフラメンテナンスへの早期転換に向け、新技術等を最大限活用して確実かつ効率的に点検・診断等を実施し、緊急度に応じて修繕等を加速化するとともに、集約・再編等によるインフラストック適正化、八潮市における道路陥没事故に係る有識者委員会の結果を踏まえた対策等を着実に推進し、インフラが持つ機能が将来にわたって適切に発揮できる、持続

可能なインフラメンテナンスの実現を目指していく。

（2）地域インフラ群再生戦略マネジメントの推進

平成25年を「社会資本メンテナンス元年」として位置付け、メンテナンスサイクルの確立等、様々な取組を行ってきた。平成30年には、国土交通省所管分野における社会資本の将来の維持管理・更新費の推計を行い、将来、維持管理・更新費の増加は避けられないものの、「事後保全」から「予防保全」に転換することにより、今後30年間の累計で約3割縮減できる見込みを示した。このことから、今後、予防保全への転換を進めることにより費用の縮減・平準化を図り、持続的・効率的なインフラメンテナンスを推進することが重要である。

しかし、多くの地方公共団体では、適切な維持管理を進める上で体制面・予算面に課題を抱えている。このような状況を踏まえ、各地方公共団体が個々のインフラを管理するのではなく、広域・複数・多分野のインフラを「群」としてとらえ、効率的・効果的にマネジメントを行う「地域インフラ群再生戦略マネジメント（群マネ）」を推進していく必要がある。令和5年度に選定したモデル地域（11件40地方公共団体）において取組を進めており、今後はモデル地域における検討から得られた知見等を手引きに取りまとめ、全国展開へつなげることで、



【関連リンク】

建設後50年以上経過する社会資本の割合

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/_pdf/50year_percentage.pdf



【関連リンク】

令和4年12月社会資本整備審議会・交通政策審議会技術分科会 技術部会 提言本文

URL: <https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001574054.pdf>



【関連リンク】

地域インフラ群再生戦略マネジメント計画策定手法検討会・実施手法検討会

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_02_06.html



【関連リンク】

群マネモデル地域への支援

URL: https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_02_07.html

持続可能なインフラメンテナンスの実現を図っていく。

(3) インフラメンテナンスに関する理念の普及と新技術等の導入促進

社会インフラの維持管理における理念の普及や、業務効率を飛躍的に高めるための新技術の社会実装を進める。

具体的には、産学官民が一丸となって総力戦でメンテナンスに取り組むプラットフォームである「インフラメンテナンス国民会議」や地方フォーラムにおいて、令和4年に設立された「インフラメンテナンス市区町村長会議」と連携を図りながら、インフラメンテナンスの理念の普及・課題解決に向けたシンポジウム・セミナーの開催や、自治体等が抱える技術的な課題（ニーズ）と民間企業等が保有する技術（シーズ）のマッチング等、インフラメンテナンスの技術導入を支援するイベントを全国で実施している。

また、国内のインフラメンテナンスに係る優れた取組や技術開発を表彰することで、メンテナンス産業の活性化を図ることを目的に「インフラメンテナンス大賞」を実施しており、令和6年度は、極めて顕著な功績へ送られる内閣総理大臣賞の授与等が、7年1月16日に首相官邸にて行われた。

さらに、インフラメンテナンスに関する新技術の活用促進を目的に、専門家によるハンズオン支援等を通じ、新技術の導入・維持管理業務に関するノウハウの蓄積や技術力向上を図る「新技術導入に関するハンズオン支援事業」を実施しており、13のモデル自治体にて支援している。また、産学官の多様な主体が連携して、自立的に地方自治体を支援する体制を構築できるよう検討を進めている。

また、道路分野においては、行政の技術開発ニーズを踏まえた新技術について、研究開発から現場への活用まで積極的に推進している。具体的には、道路分野に携わる広範な研究者の技術研究開発を支援する新道路技術会議において、行政ニーズに応じた研究を中心に支援し、その中でも活用が期待される研究開発については、新技術導入促進計画に位置付け、必要な技術基準類の整備を迅速化する等、現場実装を推進していく。橋梁・トンネル・舗装・土工について、点検支援技術性能カタログの充実等の取組を推進するとともに、橋梁、トンネル等の定期点検要領を見直し、令和6年度からの三巡目点検においても新技術を積極的に活用し、点検業務の効率化・高度化を図る。また、これら点検や、補修・補強への新技術・新材料の活用に対し、道路メンテナンス事業補助制度において優先的に支援する。

第5節 社会資本整備の推進

社会資本整備重点計画は、「社会資本整備重点計画法」に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進するために策定する計画である。令和3年5月に閣議決定された

第5次計画では、令和7年度までの計画期間に達成すべき6つの重点目標（「防災・減災が主流となる社会の実現」、「持続可能なインフラメンテナンス」、「持続可能で暮らしやすい地域社



【関連リンク】
インフラメンテナンス国民会議
URL : <https://jcim.jp/>



【関連リンク】
インフラメンテナンス大賞 - インフラメンテナンス情報
URL : https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/maintenance/03activity/03_award.html

会の実現」、「経済の好循環を支える基盤整備」、「インフラ分野のデジタル・トランスフォーメーション（DX）」、「インフラ分野の脱炭素化・インフラ空間の多面的な利活用による生活の質の向上」と19の政策パッケージを設定するとともに、代表的な指標についてはKPI（Key Performance Indicator）として位置づけ、着実に計画を推進している。

さらに、新たに設定された重点目標を達成するため、全国レベルの第5次計画に基づき、北海道から沖縄まで全国10ブロックにおいて「地方ブロックにおける社会資本整備重点計画」を令和3年8月に策定し、個別事業の完成時期や今後見込まれる事業費を記載するなど、事業の見通しをできるだけ明確化した。これにより、各地方の特性、将来像や整備水準に応じた重点的、効率的、効果的な社会資本の整備を推進する。

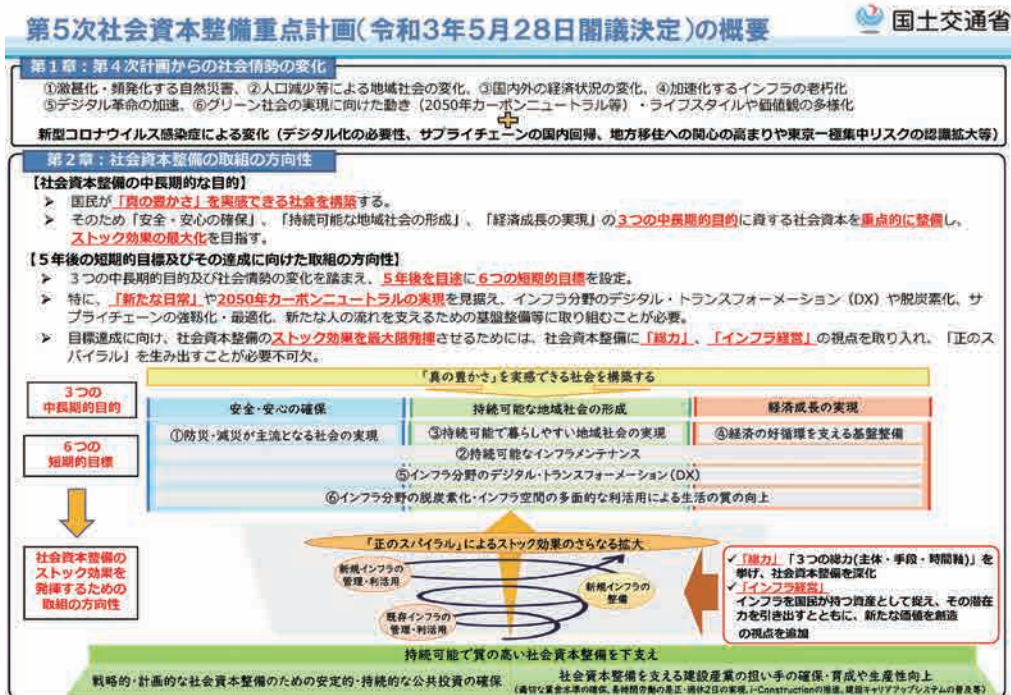
地域における人口減少やインフラ老朽化の更なる進行、激甚化・頻発化する自然災害等、第

5次計画策定以降の社会経済情勢の変化を踏まえ、現在、社会資本整備審議会及び交通政策審議会において、計画の見直しについて審議を進めている。

大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させるため、東日本大震災を教訓とし制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」等、政府一丸となって国土強靱化の取組を推進してきている。

令和5年6月には、国土強靱化基本法の改正により、「国土強靱化実施中期計画」が法定化された。同法に基づき、5か年加速化対策後も継続的・安定的に国土強靱化の取組を推進する。

図表Ⅱ-1-5-1 第5次社会資本整備重点計画



図表Ⅱ-1-5-2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 改正



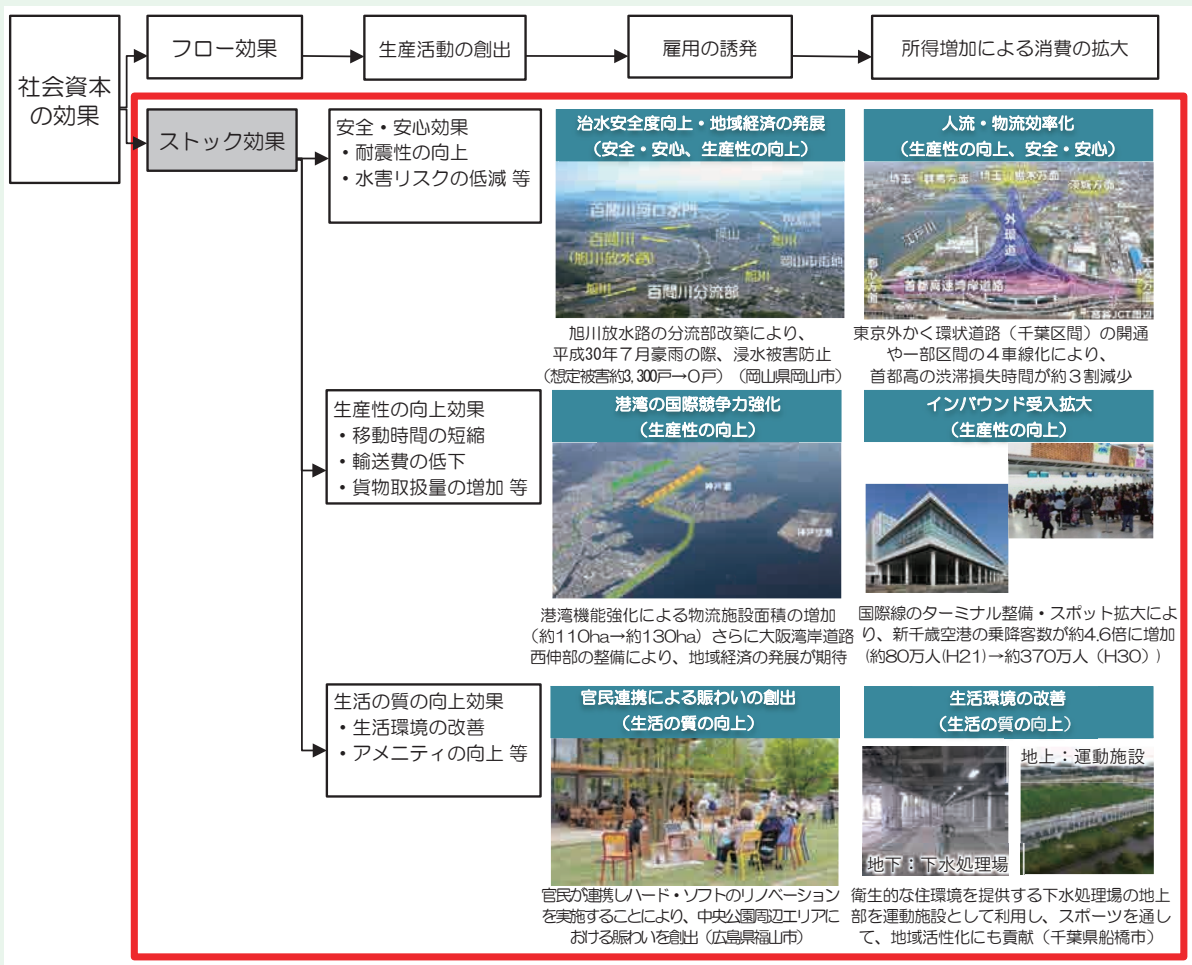
【関連リンク】
国土交通省における国土強靱化の取組を広報するウェブサイト
URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/kyojinka/>

Column コラム

ストック効果を重視した社会資本整備の戦略的かつ計画的な推進

社会資本の整備は、未来への投資であり、その効果には、生産活動による雇用の誘発といった「フロー効果」と、整備された社会資本が機能することによって、継続的に中長期にわたり得られる効果である「ストック効果」があります。このストック効果には、生産性の向上や民間投資の誘発等の経済的な効果や、ゆとりや安らぎ、活力ある地域社会の形成といった社会的な効果があります。

近年、自然災害が激甚化・頻発化し、国際競争が激化する中、インフラが本来の役割を果たすことの重要性は一層高まっています。現在を生きる我々や将来の世代が安全・安心に活力ある日々を送るために必要となる社会資本の整備に、戦略的・計画的に取り組んでいくことが重要です。



【関連リンク】
日本のインフラの今
URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/infra/>



【関連リンク】
ストック効果の事例等
URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/stock/case.html>

第6節 交通政策の推進

1 交通政策基本法に基づく政策展開

「交通政策基本法」に基づき、令和3年5月に閣議決定された「第2次交通政策基本計画」は、3年度から7年度までを計画期間としており、「交通政策基本法」の規定に則り、基本的な方針、施策の目標、施策等について定めている。具体的には、基本的方針として、A「誰もが、より快適で容易に移動できる、生活に必要な不可欠な交通の維持・確保」、B「我が国の経済成長を支える、高機能で生産性の高い交通ネットワーク・システムへの強化」、C「災害や疫病、事故など異常時にこそ、安全・安心が

徹底的に確保された、持続可能でグリーンな交通の実現」の3つの柱を掲げている。

人口減少・超高齢化等に伴う担い手不足の深刻化や、国際情勢の不安定化、国民の安全・安心、地球環境の確保といった既存課題がより先鋭化した視点のほか、DX、新しい技術への対応といった重要性の高まる新たな視点等を踏まえ、現在、社会資本整備審議会及び交通政策審議会において、計画の見直しについて審議を進めている。

2 年次報告の実施

交通政策白書は、交通政策基本計画の着実な推進を図るため、「交通政策基本法」に基づき、交通の動向並びに政府が交通に関して講じた施策及び講じようとする施策について、毎年国会

に報告するものであり、令和6年版交通政策白書は、令和6年6月に閣議決定・国会報告した。

3 「交通空白」の解消等に向けた地域交通のり・デザインの全面展開

地方創生の基盤といえる地域交通は、買い物・医療・教育等、日常生活に不可欠なサービスへのアクセスという重要な役割を担っているものの、人口減少や高齢化等による長期的な需要の減少や運転者不足等に伴い、大変厳しい事業環境となっている。

こうした状況に対して、令和5年に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）を改正し、地域の関係者の連

携と協働の促進を国の努力義務として位置付けるとともに、ローカル鉄道の再構築に関する仕組みを創設するなど制度面での拡充を行ったほか、地域の多様な関係者との連携・協働による取組の導入に対する支援や交通事業者によるDX・GXによる経営改善支援、社会資本整備総合交付金による鉄道施設やバス施設の整備への支援等、予算面の拡充も行い、利便性・生産性・持続可能性の高い地域交通へのり・デザイン



【関連リンク】
公共交通政策
URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/index.html>



【関連データ】
地域交通の現状
URL : <https://www.mlit.go.jp/statistics/file000010.html>

II

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

ンを推進している。

特に、令和6年7月には、バス、タクシー、乗合タクシー、公共ライドシェア、日本版ライドシェア等を地域住民や来訪者が利用できない「交通空白」の解消に向け、国土交通省「交通空白」解消本部（本部長：国土交通大臣）を立ち上げた。この本部のもと、地方運輸局・運輸支局等により課題を抱える自治体の首長を直接訪問、現場担当者への伴走支援、関係業界との橋渡し等に精力的に取り組んでいるほか、令和6年度補正予算においては、自治体等が、「交通空白」解消に向けて公共ライドシェアや日本版ライドシェア等を導入する場合に、制度設計段階からサービス開始まで、総合的に支援する制度を新たに創設した。

さらに、同年11月には、「交通空白」解消・官民連携プラットフォーム」を設置し、令和7年3月末時点で自治体、交通事業者、パートナー企業等計1,000超の団体が会員として参画する等、官民関係者の幅広い連携をもとに、全国各地の課題解決に取り組む体制を整えた。

今後、全国各地の「交通空白」の一つ一つの解消等に向けて、令和7年度から9年度までを「交通空白解消・集中対策期間」と定め、地方運輸局・運輸支局による自治体や交通事業者に対する伴走支援や、パイロットプロジェクトの推進、民間の技術やサービスの導入、十分な財政支援等、あらゆるツールを総動員し、地域交通のリ・デザインを全面展開していくこととしている。

第7節 海洋政策（海洋立国）の推進

1 海洋基本計画の着実な推進

四方を海に囲まれている我が国では、海洋の平和的かつ積極的な開発及び利用と海洋環境の保全と調和を図る新たな海洋立国の実現を目指して制定された「海洋基本法」に基づき、令和5年4月に閣議決定された「第4期海洋基本計画」、6年4月に総合海洋政策本部において決定された「海洋開発等重点戦略」の下、関係機関が連携し、海洋政策を推進しているところである。

国土交通省においても、上記基本計画及び重点戦略に基づき、総合的な海洋の安全保障の観点から、海上保安能力の強化、旅客船の安全・

安心な運航の確保、離島の保全等、また、持続可能な海洋の構築の観点から、洋上風力発電の導入促進、ゼロエミッション船の開発等の各種施策に取り組んでいる。そのほか、着実に推進すべき施策として、海上輸送の確保や海洋人材の育成等に取り組むとともに、ASV（小型無人ボート）やAUV（自律型無人潜水機）、ROV（遠隔操作型無人潜水機）等の「海の次世代モビリティ」の社会実装、北極海航路の利活用に関する調査、沿岸域の総合管理と持続可能な開発に関する国際協調等、各般の施策を推進している。

Column コラム

「海洋開発等重点戦略」に基づく取組推進

令和6年4月、「海洋開発等重点戦略」が総合海洋政策本部において決定されました。

これは、海洋政策全体の大きな方向性を定める「海洋基本計画」に掲げられている施策のうち、フロンティアである海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和を通じた海洋立国の実現に向けて、我が国の総合的な国力の向上、国益の観点から特に重要であって、府省横断で取り組むべき以下6つの重要ミッションを実現するための戦略となっています。

- ①自律型無人探査機（AUV）の開発・利用の推進
- ②海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進
- ③洋上風力発電のEEZ展開に向けた制度整備の推進
- ④特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進
- ⑤管轄海域の保全のための国境離島の状況把握
- ⑥北極政策における国際連携の推進等

国土交通省は、上記の重要ミッション全てにおいて重要な役割を担っており、内閣府総合海洋政策推進事務局との緊密な連携の下、これら重要ミッションの着実な推進に取り組んでいます。



【関連リンク】
海洋開発等重点戦略について
URL：https://www8.cao.go.jp/ocean/policies/focus_strategy.html

2 我が国の海洋権益の保全

（1）領海及び排他的経済水域における海洋調査の推進及び海洋情報の一元化

我が国の領海及び排他的経済水域には、調査データの不足している海域が存在しており、海上保安庁では、この海域において、海底地形、地殻構造、底質及び低潮線等の海洋調査を重点的に実施し、船舶交通の安全や我が国の海洋権益の確保、海洋開発等に資する基礎情報の整備

を戦略的かつ継続的に実施している。

また、海洋情報の所在を一元的に収集・管理・提供する「海洋情報クリアリングハウス」を運用している。さらに、政府関係機関等が保有する様々な海洋情報を地図上に重ね合わせて表示できるウェブサービス「海洋状況表示システム（海しる）」を構築し、平成31年4月から運用を開始した。

II

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

Column コラム

海のデータの総合図書館 海しる（海洋状況表示システム）

「海しる」はウェブブラウザ上で、様々な海洋に関する地理空間情報を一元的に閲覧することができる情報サービスです。政府機関等が保有する250項目以上の海のデータを地図上に重ねて見ることができます。また、「海しる」上で見るだけでなく、外部のアプリやシステムがデータを直接扱えるようAPIを公開しています。「海

しる」を通じて海上安全、海洋開発、環境保全、水産等の分野を横断したデータの共有・連携が可能となり、海洋教育といった新たな分野での利用シーンの拡大にもつながっています。今後も「海のデータの総合図書館」として、様々な分野の利用者のニーズに応えられるよう、掲載情報の充実や機能強化を進めていきます。



【関連リンク】

海しる

URL : <https://www.msil.go.jp/>

（2）大陸棚の限界画定に向けた取組

国連海洋法条約に基づき我が国が平成20年11月に「大陸棚限界委員会」へ大陸棚の延長を申請した。24年4月に同委員会から我が国の国土面積の約8割に当たる4海域について大陸棚の延長が認められる勧告を受領し、1海域については勧告が先送りされた。これを受け、大陸棚の延長が認められた海域のうち、四国海盆海域及び沖大東海嶺南方海域を我が国の大陸棚とするよう26年10月に政令で定めた。また、関係国である米国との調整が進捗し、令和6年7月には小笠原海台海域の大部分を我が国の大陸棚とするよう同政令を改正した。

引き続き、関係国との調整が必要となる海域

及び勧告が先送りされた海域について、海上保安庁では、内閣府総合海洋政策推進事務局の総合調整の下、関係省庁と連携し、大陸棚の限界画定に向けた対応を行っていく。

（3）沖ノ鳥島の保全、低潮線の保全及び活動拠点の整備等

①沖ノ鳥島の保全・管理

沖ノ鳥島は、我が国最南端の領土であり、国土面積を上回る約40万km²の排他的経済水域の基礎となる極めて重要な島であることから、基礎データの観測・蓄積や護岸等の点検、補修等を行うほか、観測拠点施設の更新等を行い管理体制の強化を図っている。

②低潮線の保全

「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（低潮線保全法）」等に基づき、排他的経済水域等の外縁を根拠付ける低潮線の保全が必要な海域として185の低潮線保全区域を政令で指定し、掘削等の行為規制を実施している。また、防災ヘリコプターや船舶等による巡視や衛星画像等を用いた低潮線及びその周辺の状況の調査を行い、排他的経済水域及び大陸棚の基礎となる低潮線の保全を図るとともに、保全を確実にかつ効率的に実施していくた

めに、低潮線に関する各種情報を適切に管理している。

③特定離島（南鳥島・沖ノ鳥島）における活動拠点の整備・管理

「低潮線保全法」等に基づき、本土から遠隔の地にある南鳥島・沖ノ鳥島において、排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用に関する活動拠点として、船舶の係留、停泊、荷さばき等が可能となる港湾の施設の整備とともに、国による港湾の管理を実施している。

第8節 海洋の安全・秩序の確保

(1) 近年の現況

尖閣諸島周辺海域においては、ほぼ毎日、中国海警局に所属する船舶による活動が確認され、領海侵入する事案も発生しており、令和6年には、尖閣諸島周辺の接続水域での中国海警局に所属する船舶の年間確認日数が過去最多を更新したことに加え、5年12月から6年7月にかけて、接続水域における連続確認日数も過去最長となった。また、7年3月には領海侵入時間も過去最長を更新したほか、中国海警局に所属する船舶が領海に侵入し、日本漁船等に近づこうとする事案も繰り返し発生するなど、情勢は依然として予断を許さない状況となっている。また、中国海警局に所属する船舶の大型化、武装化が確認されており、中国の動向を引き続き注視していく必要がある。海上保安庁では、現場海域に巡視船を配備するなど、我が国の領土・領海を断固として守り抜くという方針の下、冷静に、かつ、毅然として対応を続けている。

また、東シナ海等の我が国排他的経済水域等においては、外国海洋調査船による我が国の事前の同意を得ない調査活動等も確認されており、海上保安庁では、関係機関と連携しつつ、巡視船・航空機による監視警戒等、その時々

図表Ⅱ-1-8-1 領海警備を行う巡視船



状況に応じて適切に対応している。

さらに、大和堆周辺海域では、外国漁船による違法操業が確認されるなど、依然として予断を許さない状況が続いており、海上保安庁では、同海域で操業する日本漁船の安全確保を最優先とし、関係省庁と連携しつつ、これら外国漁船に対して退去警告を行うなど、厳正に対応している。

(2) 海上保安能力強化の推進

海上保安庁では、我が国周辺海域を取り巻く情勢が一層厳しさを増していることを踏まえ、令和4年12月に決定された「海上保安能力強

II

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

化に関する方針」に基づき、巡視船・航空機等の増強整備等に加え、無操縦者航空機等の新技術の積極的活用、警察、自衛隊、外国海上保安機関等の国内外の関係機関との連携・協力の強化、人材の確保・育成、処遇・職場環境の改善等の取組を推進することにより、海上保安業務に必要な能力を一層強化しているところである。6年12月に開催された「海上保安能力強

化に関する関係閣僚会議」においても、これらの取組を一層進めていくことが確認された。

なお、令和6年度は、大型巡視船3隻、大型ジェット機1機、中型ヘリコプター1機が就役したほか、高い国際航海能力及び乗船実習能力を有する大型練習船「いつくしま」が就役した。

図表Ⅱ-1-8-2 海上保安能力強化の推進

海上保安能力強化に関する関係閣僚会議で
発言する石破総理大臣

令和6年度に就役した大型練習船「いつくしま」

(3)「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けて

我が国は「自由で開かれたインド太平洋」(FOIP = Free and Open Indo-Pacific)の実現に向け、①法の支配、航行の自由、自由貿易等の普及・定着、②経済的繁栄の追求(連結性、EPAや投資協定を含む経済連携強化)、③平和と安定の確保(海上法執行能力の向上、人道支援、災害救援、海賊対策等での協力)の3点を「三本柱の施策」と定め、地域全体の平和と繁栄を確保するため、各種取組を推進している。

海上保安庁では、この「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向け、多国間及び二国間の連携・協力の取組を強化するとともに、シーレーン沿岸国等の海上保安機関の能力向上を支援し、年々深化・多様化する国際業務に適切に対応する体制を構築している。多国間の連携・協力に関しては、グローバル化あるいはボーダレス化する傾向にある国際犯罪や、大規模化す

る事故や災害、環境汚染について、各国で連携して対応していくことが重要であるという認識の下、平成12年から北太平洋海上保安フォーラム(NPCGF)、16年からアジア海上保安機関長官級会合(HACGAM)のほか、29年から世界海上保安機関長官級会合(CGGS)を日本の主導で開催し、海上保安機関間の連携・協力を積極的に推進している。なお、令和6年度は、7年ぶりの日本開催となる第24回NPCGFを主催したほか、韓国で開催された第20回HACGAMに参加した。加えて、「日米韓」3か国による初の合同訓練や能力向上支援、「日米比」3か国間の洋上交流プログラムといった取組を推進し、「法の支配に基づく海洋秩序維持の重要性」を地域の海上保安機関等と共有するよう取り組んだ。

二国間の連携については、覚書や協定を締結して二国間の枠組みを構築、引き続き共同訓練等を実施していく。

また、増加する諸外国からの海上保安能力向

上支援の要望に応えるため、平成29年に発足した能力向上支援の専従部門である「海上保安庁MCT（Mobile Cooperation Team）」を、令和6年度末までに、23か国へ合計132回派

遣、8か国1機関に28回のオンライン研修を実施したほか、各国海上保安機関等の職員を日本に招へいして各種研修を実施するなど、各国の海上保安能力向上を支援した。

第9節 土地政策の推進

1 土地政策の動向

人口減少等に伴い、相続件数の増加、土地の利用ニーズの低下と所有意識の希薄化が進行しており、不動産登記簿等の公簿情報等を参照しても所有者の全部又は一部が直ちに判明せず、又は判明しても所有者に連絡がつかず、円滑な土地利用や事業実施の支障となる土地、いわゆる所有者不明土地や、適正な利用・管理が行われず草木の繁茂や害虫の発生等、周辺の地域に悪影響を与える管理不全土地の増加が懸念されている。

これらの課題に対し、平成30年に所有者不明土地等対策の推進のための関係閣僚会議が立ち上げられ、同年の「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」（平成30年法律第49号。以下「所有者不明土地法」という。）の制定、土地に関する基本理念として土地の適正な「管理」に関する土地所有者等の「責務」や、所有者不明土地の円滑な利用及び管理の確保に関する規定を追加した令和2年の「土地基本法」（平成元年法律第84号）の改正、3年の民事基本法制の総合的な見直し、4年の「所有者不明土地法」の改正等、政府一丸となって所有者不明土地等に対する取組を進めてきた。

こうした所有者不明土地等対策のための制度の整備が進捗したことを踏まえ、地域における取組を支援するモデル事業等を通じて得られた知見の横展開等により、制度の円滑な運用を

図った。

また、「土地基本法」に基づき、関係省庁が一体性を持って人口減少時代に対応した土地政策を講じることができるよう基本的な方向性を取りまとめる「土地基本方針」の変更を令和6年6月11日に閣議決定した。今後は、共通する課題の多い所有者不明土地等対策と空き家対策との一体的・総合的な推進を図るとともに、「サステナブルな土地利用・管理の実現」に向けて、限られた国土の有効利用や適正な管理を進めるための施策を総合的に推進する。

地籍調査は、市町村等が土地の境界、面積、所有者等を調査し明確にすることにより、災害からの迅速な復旧・復興やインフラ整備の円滑化等のほか、所有者不明土地の発生抑制等に貢献するものであり、第7次国土調査事業十箇年計画（令和2～11年度）に基づき推進している。同計画の始期となる2年には、「国土調査法」（昭和26年法律第180号）等を改正し、地籍調査の円滑化・効率化に資する調査手続・調査手法を導入した。さらに、6年の同計画の中間見直しでは、現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の調査手続の導入やリモートセンシングデータの適用エリアの拡大等を行い、計画期間後期における地籍調査の加速化に取り組んでいる。



【関連リンク】

人口減少時代における土地政策の推進～所有者不明土地等対策～

URL： https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000099.html

II

第1章

時代の要請にこたえた国土交通行政の展開

2 年次報告の実施

土地白書は、「土地基本法」の規定に基づき、毎年国会に報告するものである。令和6年版土地白書では、令和5年度の不動産市場等の動向や、サステナブル（持続可能）な土地利用・管

理に向けた取組、5年度に政府が土地に関して講じた基本的施策、6年度に政府が土地に関して講じようとする基本的施策を取りまとめ、6年6月に閣議決定・国会報告した。

第10節 新たな国と地方、民間との関係の構築

1 官民連携等の推進

官民連携事業（PPP/PFI）の案件形成を推進するため、地方公共団体等へのPPP/PFIの普及啓発や案件形成支援を実施している。

令和6年度は、民間提案に基づく新たな官民連携のモデルとなる手法の導入を推進するため、地方公共団体のニーズと合致した優良な提案を行った民間事業者による調査検討を実施す

るとともに、先導的・モデル的な官民連携事業について調査検討を行う地方公共団体を支援した。また、地方ブロックごとに設置されている「地方ブロックプラットフォーム」において、首長会議の開催、案件形成に向けた官民対話、ノウハウの習得のための研修、官民交流イベントを開催した。

第11節 政策評価・事業評価・対話型行政

1 政策評価の推進

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づく「国土交通省政策評価基本計画」により、①各施策の達成状況を定期的に測定・評価する政策チェックアップ、②特定テーマに絞り込み詳細な分析を行う政策レビューの2つを基本的な政策評価の方式として実施している。令和6年度は、各方式で①116業績指標のモニタリングを実施、②3テーマについて評価を実施した。加えて、個別公共事業、個別研究開発

課題、規制及び租税特別措置等の政策評価を政策の特性に応じた政策評価の方式として実施しており、その結果を予算要求や新規施策等の立案へ反映させている。また、「独立行政法人通則法」に基づき、所管15独立行政法人の業務実績の評価を、「中央省庁等改革基本法」に基づき、実施庁である気象庁及び海上保安庁の実績評価を実施している。



【関連リンク】
令和6年版土地白書
URL : <https://www.mlit.go.jp/statistics/file000006.html>



【関連リンク】
国土交通省 総合政策局 社会資本整備政策課ウェブサイト
URL : <https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/kanminrenkei/index.html>



【関連リンク】
国土交通省政策評価関係
URL : <http://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/hyouka/index.html>

2 事業評価の実施

個別の公共事業について、事業の効率性及び実施過程における透明性の一層の向上を図るため、新規事業採択時評価、再評価及び完了後の事後評価による一貫した事業評価体系を構築している。

直轄事業等の評価結果については、新規採択時・再評価時・完了後の事後評価時における費

用対効果分析のバックデータも含め、評価結果の経緯が分かるように整理した事業評価カルテを作成し、インターネットで公表している。また、新規事業採択時評価の前段階における国土交通省独自の取組として、直轄事業等において、計画段階評価を実施している。

3 国民に開かれた行政運営と対話型行政の推進

(1) 国土交通ホットラインステーション

国民生活に極めて密接に関わる国土交通行政の推進に当たっては、国民からの意見・要望等を幅広く把握し、国民に直結した行政を展開することが重要である。このため、「国土交通ホットラインステーション」を開設しており、月平均約1,900件の意見等が寄せられている。

(2) 消費者等に対する情報提供

従来の行政による監督に加え、消費者等による適切な選択及び市場による監視を通じた安全・安心の確保を図ることを目的に、住宅等の建築物や公共交通機関に関する事業者等の過去の行政処分等の履歴を集約した「ネガティブ情報等検索サイト」を国土交通省ウェブサイト上に公開している。